

# 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合人事行政の運営等の状況

令和7年度における消防組合職員の人事行政の状況（職員数・給与・勤務条件等）を公表します。

これは、人事行政の透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2及び匝瑳市横芝光町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づいて行うものです。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### ア 署所別職員数

| 区分     | 令和7年4月1日 | 令和8年4月1日 |
|--------|----------|----------|
| 消防本部   | 21人      | 21人      |
| 匝瑳消防署  | 40人      | 42人      |
| 横芝光消防署 | 29人      | 29人      |
| 野栄分署   | 22人      | 22人      |
| 合計     | 112人     | 114人     |

### イ 採用・退職者

令和7年度に採用及び退職した職員の状況は次のとおりです。

| 採用者数 | 退職者数 |
|------|------|
| 3人   | 1人   |

## 2 職員の人事評価の状況

ア 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげることを目的として人事評価を実施しています。

イ 能力評価（職務遂行する中で職員が発揮した能力の程度を評価）と業績評価（職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組の業績を評価）により実施しています。

ウ 職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用します。

エ 評価期間 4月1日から3月31日まで

## 3 職員の給与の状況

基本給与の平均月額（令和7年4月現在）

| 給料       | 手当      | 合計       |
|----------|---------|----------|
| 325,463円 | 83,335円 | 408,798円 |

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

|          |         |
|----------|---------|
| 1週間の勤務時間 | 38時間45分 |
|----------|---------|

|      |                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日勤務の職員<br/>消防本部（警防課指令班の職員を除く。）の職員、署長<br/>7 時間 4 5 分（8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分）</li> <li>・ 隔日勤務の職員<br/>消防署（署長を除く。）の職員及び警防課指令班の職員<br/>1 5 時間 3 0 分（8 時 0 0 分～翌日の 8 時 1 5 分）</li> </ul> |
| 休日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日勤務の職員 土曜・日曜日、祝日、年末年始</li> <li>・ 隔日勤務の職員 4 週間を通じて 8 日間</li> </ul>                                                                                                                |
| 休暇   | 年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇                                                                                                                                                                                                        |

## 5 職員の休業の状況

育児休業取得者数（子が 3 歳になるまで。（無給）） 0 人

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分 0 人

イ 懲戒処分 1 人

## 7 職員の服務の状況

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等の従事制限などの義務規定・禁止規定が定められています。

## 8 職員の退職管理の状況

ア 職員の退職管理について

平成 2 8 年 4 月 1 日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現職職員への働きかけを禁止するなどの規制が開始されました。

これに伴い、「匝瑳市横芝光町消防組合職員の退職管理に関する条例」等を制定し、適正な退職管理に取り組んでいます。

イ 再就職者による依頼等の規制

元職員が本消防組合を離職後に営利企業等に再就職した場合、離職前 5 年間又は管理監督の地位に就いていた間の職務に関するものに関し、現職職員への働きかけ（契約や処分の依頼・要求）を行うことが離職後 2 年間禁止されます。（在職中に自らが決定した契約等の事務については、期限の定めなく禁止されます。）

ウ 再就職情報の届出

管理監督の地位に就いていた元職員に対しては、本消防組合を離職後 2 年間、営利企業等に再就職した場合に任命権者へ届出を行うことを義務付けています。

## 9 職員の研修の状況

職員の能力の向上を図ることを目的に、消防大学校及び千葉県消防学校における研修並びに病院における救急隊員及び救急救命士の研修など業務の専門研修受講のために研修機関に職員を派遣するとともに、講師を招いて研修を実施しています。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

| 区分           | 項目                                                                                                                                            |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生制度         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断など</li> <li>・ 匝瑳市横芝光町消防組合職員親交会が実施する補助・給付事業など</li> <li>・ 千葉県市町村職員互助会が実施する給付・福利厚生事業など</li> </ul> |
| 共済制度         | 退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金の支給<br>健康保険<br>出産一時金・埋葬料の給付<br>疾病予防（人間ドック補助など）の実施                                                                         |
| 公務災害<br>補償制度 | 公務上・通勤途上の負傷・疾病に対する療養補助・休業補償・障害補償・遺族補償                                                                                                         |

## 11 公平委員会の業務状況

| 区分    | 勤務条件に関する措置の要求 | 不利益処分に関する審査請求 |
|-------|---------------|---------------|
| 該当の有無 | 無             | 無             |

注1 「勤務条件に関する措置要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、消防組合が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

2 「不利益処分に関する審査請求」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申立てができる制度です。